

第28回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月12日(月) 午後2時から午後2時35分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(11人)

会 長	14番	前 川 正 人			
委 員	2番	唯 野 哲 夫	3番	目 黒 正 一	
	5番	佐 藤 雄 一	6番	三 國 実 加	
	7番	丹 野 義 基	9番	岩 本 一 夫	
	10番	後 藤 義 昭	11番	山 田 秀 晴	
	12番	武 島 竜 太	13番	佐 藤 陽 子	

4. 欠席した農業委員(0人)

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	四 栗 和 広
事務局次長兼農業振興係長	渡 部 賢 治
事務局農地係長	佐々木 国 秀
事務局主事	芳 賀 純 平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 相馬市農業委員会農業振興委員会副委員長の就任について

日程第5. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 農地の転用事実に関する照会について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分の取消し願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 現況確認証明申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第28回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼を申し上げます。

 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第28回相馬市農業委員会総会を開会いたします。

 本日の欠席の届出並びに遅参の届出はございません。

 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
 局長。

事務局長 それでは、私のほうから、先月総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。9月11日金曜日であります。総会前にだより編集委員会、総会後に農業振興委員会を開催しております。だより編集委員会では、第63号について協議がされ、農業振興委員会では、農地利用最適化推進施策の改善の具体的意見の集約結果について、協議をしております。9月16日水曜日であります。農業振興地域内農用地除外に関する現地調査を、係長が県職員、農林水産課職員とともに実施しております。9月17日木曜日あります。令和2年度農業者年金基金定例考査指導が電話にて実施され、大河原主査が対応しております。9月24日木曜日あります。杉妻会館において福島県農業会議第31回理事会及び第55回常設審議委員会が開催され、会長が出席しております。9月29日火曜日あります。議案を配布させていただいております。10月5日月曜日あります。本日の総会に向けて、現地調査を行っております。10月8日木曜日あります。午後6時30分から市民会館多目的ホールにおいて、農業委員・農地利用最適化推進委員募集説明会を開催いたしました。なお、農業委員・農地利用最適化推進委員募集のお知らせについては、9月15日号の広報そうま及び相馬市ホームページにて掲載しておりますので、併せてご報告いたします。報告は以上でございます。

議 長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。13番佐藤陽子委員、2番唯野哲夫委員、ご兩名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に日程第4、相馬市農業委員会農業振興委員会副委員長の就任について、去る9月11日に開催されました、相馬市農業委員会農業振興委員会において、副委員長に丹野義基委員が就任されました。ここで、丹野義基農業振興委員会副委員長よりご挨拶をいただきたいと存じます。丹野義基農業振興委員会副委員長お願いいたします。

丹野農業
振興副委
員長 この度、農業振興委員会の副委員長を仰せつかることになり、微力ではありますが、委員の皆様をはじめ、事務局の皆様のご協力をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(拍 手)

議 長 ありがとうございます。

次に日程第5、議事に入ります。報告第1号専決処分についてを議題といたします。(1)農地の転用事実に関する照会について、事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 報告第1号専決処分について、(1)農地の転用の事実に関する照会について、ご説明申し上げます。こちらにつきましては、福島地方法務局相馬支局登記官から、農地の転用事実について照会があったものでございます。回答については、農林水産省通知に基づき、法務局登記官から照会のあった日から、2週間以内に回答する必要がある、専決事項として取り扱わせていただきました。

1番案件ですが、申請人の住所、氏名、土地の所在は、議案書記載のとおりでございます。令和2年9月4日に、農業委員12番武島竜太委員、3番目黒正一委員、5番佐藤雄一委員、農地利用最適

化推進委員大野地区担当大和田義一委員、事務局で現地調査を行いました。申請地は、平成29年11月10日に、農地法第5条に基づく許可を受けた土地であり、転用目的のとおり、土地の現況が非農地であることを確認し、令和2年9月9日に土地の現況を非農地と回答したところであります。以上です。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号報告事項についてを議題といたします。(1)農地転用許可に係る工事完了報告について、(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号報告事項について、事務局よりご報告いたします。
(1)農地転用許可に係る工事完了報告について、今回は5件の報告を受理いたしました。概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は1件の届出を受理いたしました。権利取得事由につきましては、相続によるもので、農業委員会によるあっせんの希望はございません。(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は2件の届出を受理いたしました。こちらは、農地の賃貸借の解約となっております。解約理由につきましては、農地法第5条申請のためとなっております。事務局からの説明は、以上でございます。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。よって、本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第5条の規定による許可処分の取消し願についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可処分の取消し願について、事務局よりご説明申し上げます。本件は、令和2年1月14日付けで、農地法5条に基づく許可を受けておりますが、今般、議案書記載の理由により、許可処分の取消し願があったものでございます。去る令和2年10月5日に6番、7番、9番委員、地区担当の推進委員と事務局で、土地の現況や取消し理由の妥当性等を確認してまいりました。説明は以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。6番三國実加委員一委員願います。

6 番 議案第1号農地法第5条の規定による許可処分の取消し願について、去る10月5日に7番委員、9番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに、現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。現地調査の結果、申請地は、近隣所有者から同意を得られず、事業継続が困難という取消し理由のとおり、今後、太陽光発電設備用地として事業完了が困難と認められることから、許可処分の取消しはやむを得ないと判断いたしました。以上のことから、許可処分の取消し願は、承認相当であると判断いたしました。以上ご報告いたします。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。

本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第5条の規定による許可処分の取消し願については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。地区担当委員より調査の報告を願います。番号1番から3番について、3番目黒正一委員お願いします。

3 番 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件、2番案件、3番案件をご報告いたします。譲渡人、設定人は違いますが、譲受人、被設定人が同じ申請人であるため、一括して報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る10月1日に、地区担当の推進委員とともに、申請人宅を訪問して、聞き取り調査並びに現地を確認してきましたので、その結果をご報告いたします。権利の設定内容は、1番案件が所有権の移転(売買)、2番案件及び3番案件が使用貸借権の設定(5年間)になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりでございます。譲受人には不耕作地がないことを、聞き取り調査により確認してまいりました。よって、許可基準第1号、第4号については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件については、譲受人は個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無は、議案書に記載のとおり該当ありません。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、現時点では50アール未満ですが、1番案件、2番案件、3番案件の面積を合計しますと、50アール以上となり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れの有無については、譲受人に借入地の転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件ではありますが、議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可相当であると判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、聞き取り、現地調査にて意見なしとの回答をいただいて

おります。以上でございます。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件から3番案件について事務局より補足いたします。

先ほど、目黒委員からも報告がありましたが、今回、農地を取得する譲受人の経営面積につきまして、許可基準第4号の下限面積要件を下回っておりますが、こちらは、1番案件から3番案件までの申請地の面積を加えて判断をお願いいたします。因みに、経営面積に申請地の面積を加えますと、53.1アールになります事も併せて申し上げます。

また、譲受人につきましては、現時点での経営農地が下限面積要件を下回っているため、営農計画書を添付していただいております。説明は以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について、説明を求めます。事務局。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容等をご説明申し上げます。

まず1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、太陽光発電設備用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から5ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、賃借権の設定(20年間)になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考欄に記載のとおり、東北経済産業局の再生可能エネルギー発電事業計画認定の写し、東北電力の太陽発電設備系統連系承諾を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、駐車場、資材置場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。申請地は、都市計画法に基づく第1種中高層住居専用地域に指定されております。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、併用地として申請人の自己所有地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして3番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、建売住宅(2棟)建築用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から4ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。申請地は、都市計画法に基づく第1種住居地域に指定されております。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考欄に記載のとおり、道路法第24条及び同法第42条事前協議済みであり、承認見込みとなっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして4番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、自己住宅、駐車場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から12ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおり

りであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、福島県立自然公園条例の許可済みでございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

最後5番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、残土置き場のための通路用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から24ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、賃借権の設定(10年間)になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考欄に記載のとおり、道路法第24条承認済み、法定外公共物占用許可済み、法定外公共物土木工事許可済み、となっております。⑥併用地の有無については、申請人の自己所有地の山林及び法定外公共物占用許可済み法定外道路、水路がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。以上でございます。

議長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。6番三國実加委員願います。

6番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件から2番案件についてご報告いたします。去る10月5日に、7番委員、9番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を実施いたしました。担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

まず1番案件ですが、申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小集団農地であり、その他の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、妥当と判断いたしました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方針で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続きまして2番案件ですが、申請人、申請地等については、議案

書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、備考欄にもありますとおり、第1種中高層住居専用地域に指定された、非線引き都市計画用途地域内にある農地であることを現地調査で確認し、第3種農地と判断し、立地基準は満たしております。したがって、許可基準第2号は該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上報告いたします。

議長 続いて、担当委員挙手願います。7番丹野義基委員お願いします。

7番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、3番案件から5番案件についてご報告いたします。去る10月5日に、6番委員、9番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を実施いたしましたので、結果を報告いたします。

3番案件について、申請人の住所、氏名、そして申請地の所在や転用後の用途等については、議案書に記載のとおりです。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）となっております。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途地域内の第1種住居地域内にある農地でありますので、第3種農地のため、立地基準は満たしております。したがって、許可基準第2号は該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、また、周辺は宅地化しており、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当であると判断いたしました。

続いて4番案件について報告いたします。申請人の住所、氏名、そして申請地の所在や転用後の用途等については、議案書に記載のとおりです。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）となっております。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林、海等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小集団農地である、その他の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。次に、許可基準第2号については、代替地の検討もしましたが、他の場所での事業は困難と判断しました。以上の

ことから、立地基準は満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、また、周辺は宅地化しており、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断しました。

最後に、5番案件について報告いたします。申請人の住所、氏名、そして申請地の所在や転用後の用途等については、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、残土置き場のための通路用地として使用し、権利の移転設定の内容は、10年間の賃貸借権の設定となります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲が山林や松川浦等に囲まれる等、概ね10ヘクタール未満の小規模農地である、その他の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。次に、許可基準第2号については、代替地の検討結果、地権者への許可が取れず、不可能ということで、他の場所での事業は困難と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。9番岩本一夫委員、願います。

9 番 議案第4号現況確認証明申請について、去る10月5日、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行いましたので、その結果を報告いたします。番号1番、すべて申請地目のとおり、原野として判断いたしました。番号2番、申請地目のとおり、山林と判断いたしました。番号3番、申請地目のとおり、山林と判断いたしました。番号4番、すべて申請地目のとおり山林と判断いたしました。よって、申請地目のとおり証明書を交付することが妥当であると判断しました。以上です。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号現況確認証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し番号1番から番号25番までの25件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局よりご説明いたします。農林水産省通知及び耕作放棄地要領によれば、農業委員会が毎年行う農地利用状況調査の結果、農地としての復旧が困難で、今後も耕作することが難しいと判断された荒廃農地、いわゆるB分類農地について、「農地」に該当するか否かの再調査を行い、その結果、「非農地」であると判断した場合には、農地の所有者に対して、非農地通知書を送付することとされております。去る10月5日に、議案書記載の農地について、調査担当委員とともに現地調査を行いました。本調査においては、現況確認証明申請と同様の判断基準で、現地調査を行っております。なお、非農地と判断した土地については、農地基本台帳から削除し、農地の所有者へ非農地通知書を送付することとなります。調査結果を記載しました資料を、本日配布しておりますので、参考資料と赤字で書かれた資料をご準備ください。事務局からの説明は以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。9番岩本一夫委員願います。

9 番 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る10月5日、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行いましたので、その結果を報告いたします。番号1番から番号25番まで、すべて非農地化しており、山林と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり「非農地」と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり「非農地」と判断することに決せられました。
以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定したことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
以上をもちまして、第28回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会 長 前 川 正 人

議事録署名委員 13番 佐 藤 陽 子

議事録署名委員 2番 唯 野 哲 夫